

第13回 高砂市上下水道事業審議会

補足資料

令和4年2月14日



目次

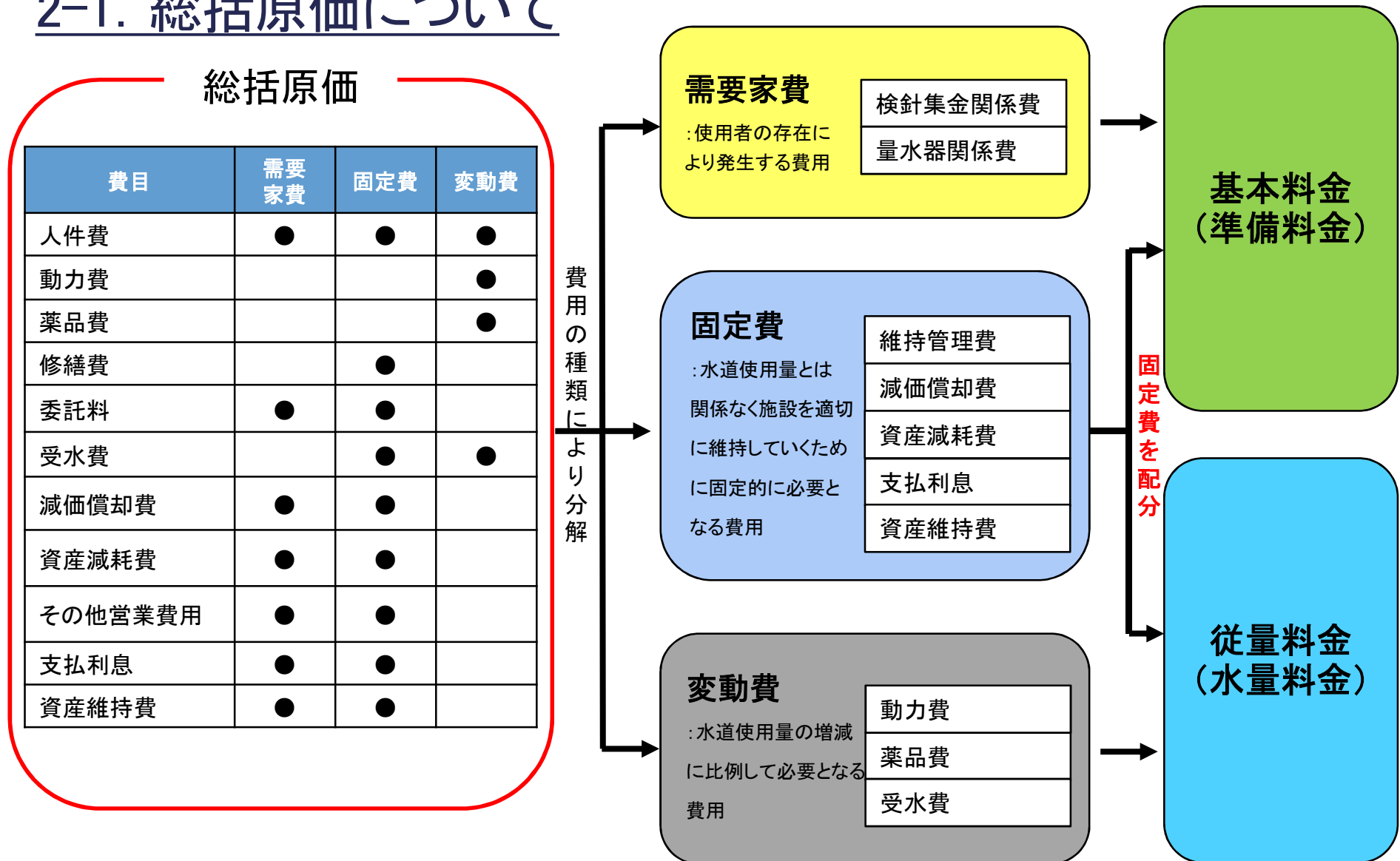
1. 前回の審議内容の確認について
2. 基本料金での固定費割合について
3. 水量区画について
4. 基本水量について
5. 逡増度について
6. 各パターンの総括について

1. 前回の審議内容の確認について

	審議項目	審議内容
第12回 審議会	総括原価方式	水道法施行規則第12条に基づき、 総括原価方式 で算定する。
	資産維持費	物価変動、施工基準の変更等に伴う費用不足分に対応し、適切な水道サービスを継続していくために、 資産維持率2% を目途に総括原価へ算入する。
	基本料金での固定費回収割合	第13回高砂市上下水道事業審議会で再度審議する。
第11回 審議会	料金算定期間	水道法施行規則第12条に基づき、令和5年度から令和9年度までの 5年間 とし、5年に1度のペースで料金の見直しを議論するべきである。
	用途別料金体系	負担の公平性や基本料金での固定費の回収を高めるために、家事用、営業用については、用途別料金体系から 口径別料金体系 に見直す。 ただし、公衆浴場用、船舶用、臨時用については、引き続き用途別料金体系とする。
	地域別料金体系	高砂市と加古川市米田町は同一水源から算出される水道料金のため、法律遵守で定めていく。 ただし、現在同一給水区域でありながら高砂市と加古川市米田町では水道料金が異なっている経緯について、高砂市で検証していく必要がある。

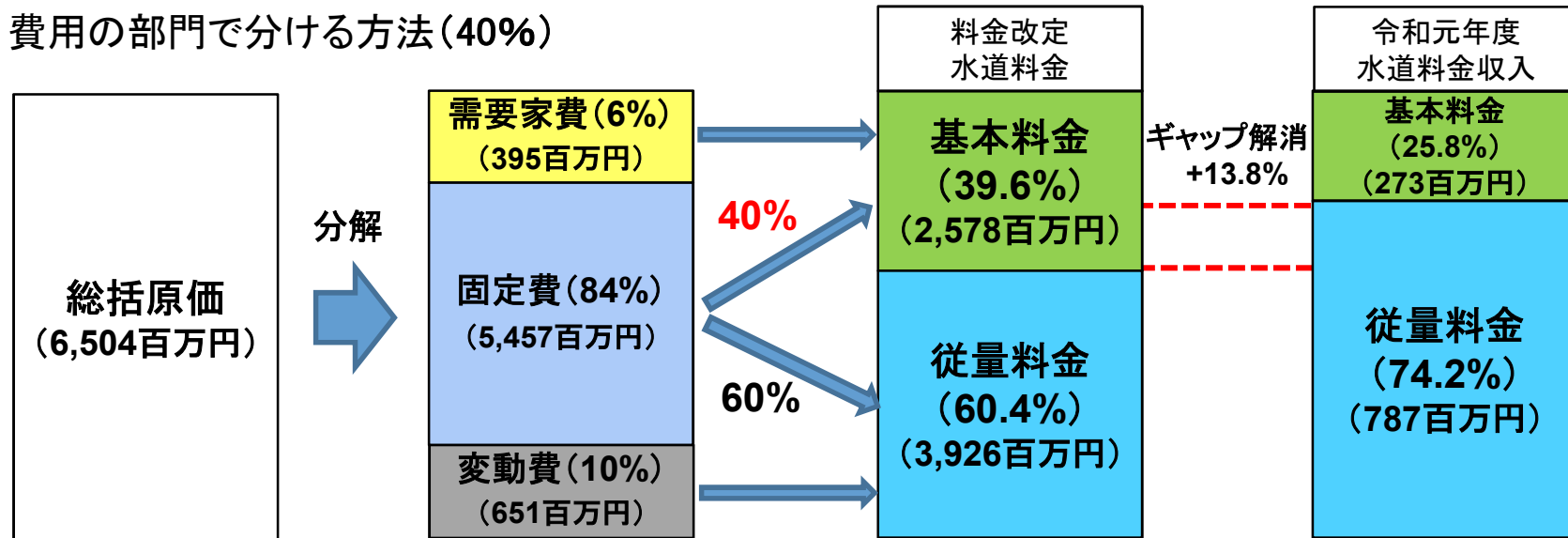
2. 基本料金での固定費回収割合について

2-1. 総括原価について

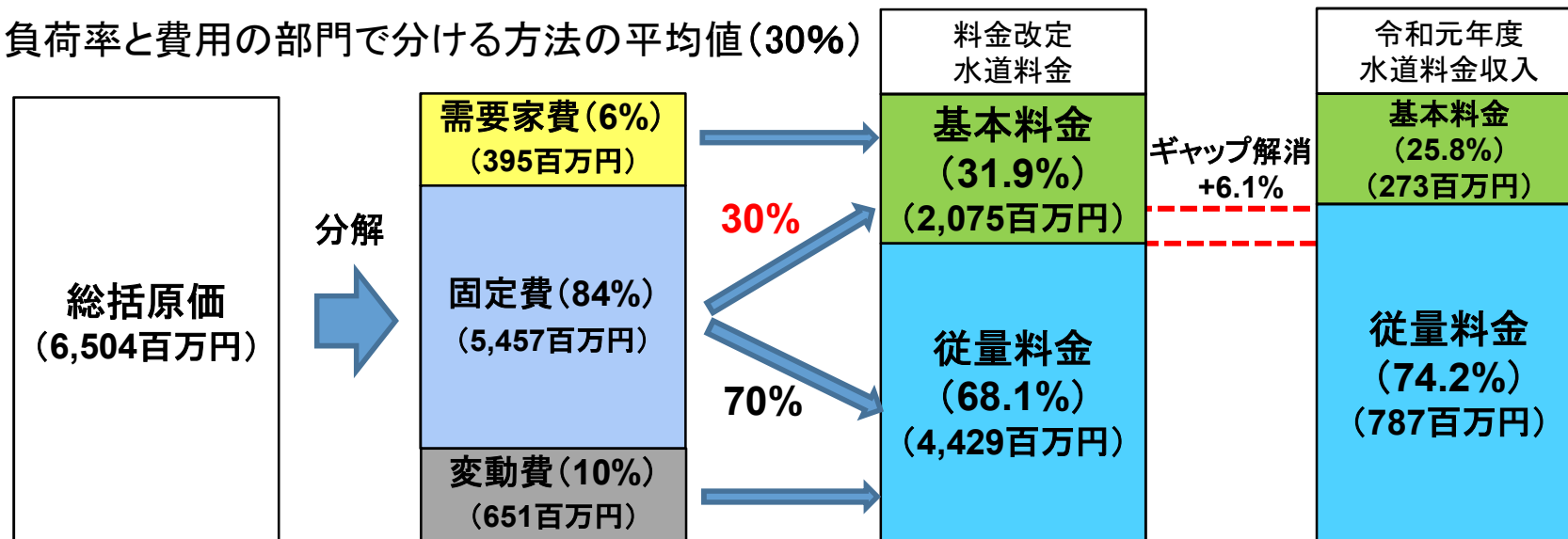


2-2. 固定費配分基準について

■ 費用の部門で分ける方法(40%)



■ 負荷率と費用の部門で分ける方法の平均値(30%)



3. 水量区画について

現行

【家事用】

(1ヵ月料金 税抜)

水量区画	従量料金単価
0 - 10 ^{m³}	0円/m ³
11 - 30 ^{m³}	80円/m ³
31 - 100 ^{m³}	110円/m ³
101 ^{m³} 以上	155円/m ³

【営業用】

(1ヵ月料金 税抜)

水量区画	従量料金単価
0 - 10 ^{m³}	0円/m ³
11 - 30 ^{m³}	130円/m ³
31 - 80 ^{m³}	135円/m ³
81 ^{m³} - 300 ^{m³}	185円/m ³
301 ^{m³} 以上	225円/m ³

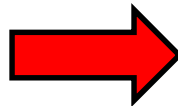
変更後
(例: パターン③)

※各パターンの水量
区画設定はすべて同じ

(1ヵ月料金 税抜)

水量区画	従量料金単価
0 - 10 ^{m³}	0円/m ³
11 - 30 ^{m³}	105円/m ³
31 - 80 ^{m³}	135円/m ³
81 - 100 ^{m³}	160円/m ³
101 - 200 ^{m³}	200円/m ³
201 - 300 ^{m³}	230円/m ³
301 ^{m³} 以上	258円/m ³

新たに水量
区画を設定



【水量区画設定の考え方】

- 現行の家事用及び営業用の水量区画をベースに設定
- 81^{m³}~300^{m³}については、多量利用者の負担の公平性に配慮した水量区画に設定

4. 基本水量について

4-1. 基本水量とは

基本水量とは

- ・基本料金に付与される一定の水量のこと。
- ・この水量の範囲内では実使用水量の多寡に関係なく、料金は定額となる。
- ・基本水量の設定は、一定水量以下の使用者の料金を低廉化し、水道普及促進による公衆衛生の向上を図るもので、政策的配慮に基づくものである。

- 高砂市では、一定水量以下の使用者の料金を低廉化し、水道普及促進による公衆衛生の向上を図ることを目的として、基本水量10m³を設定している。

(1ヵ月料金 税抜)

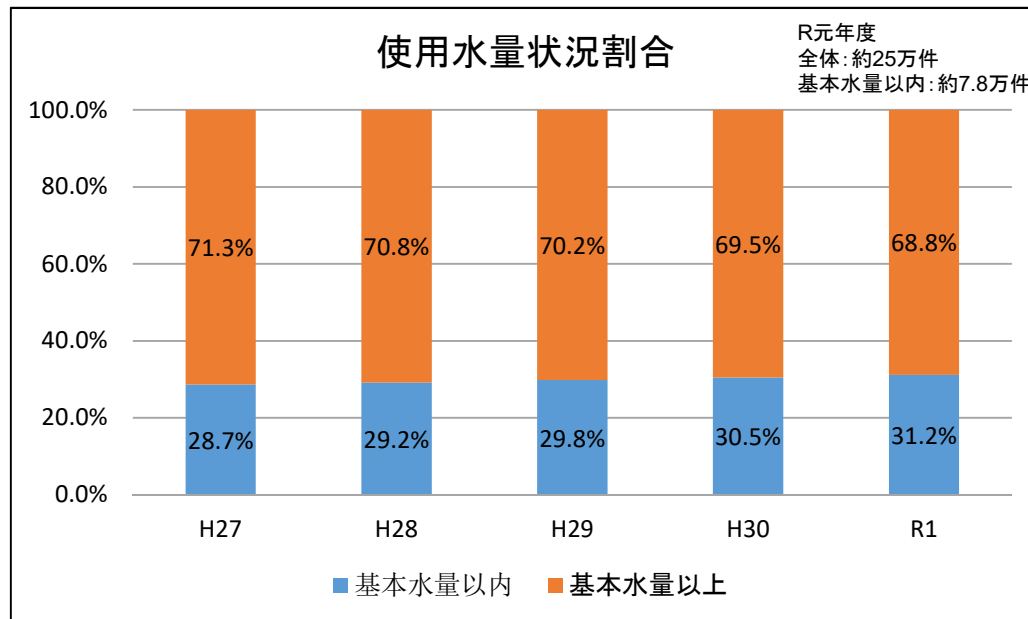
料金体系	用途区分	基本料金(高砂市域)
用途別	家事用	基本水量10m ³ 530円
	営業用	基本水量10m ³ 870円

4-2. 基本水量のメリット・デメリットについて

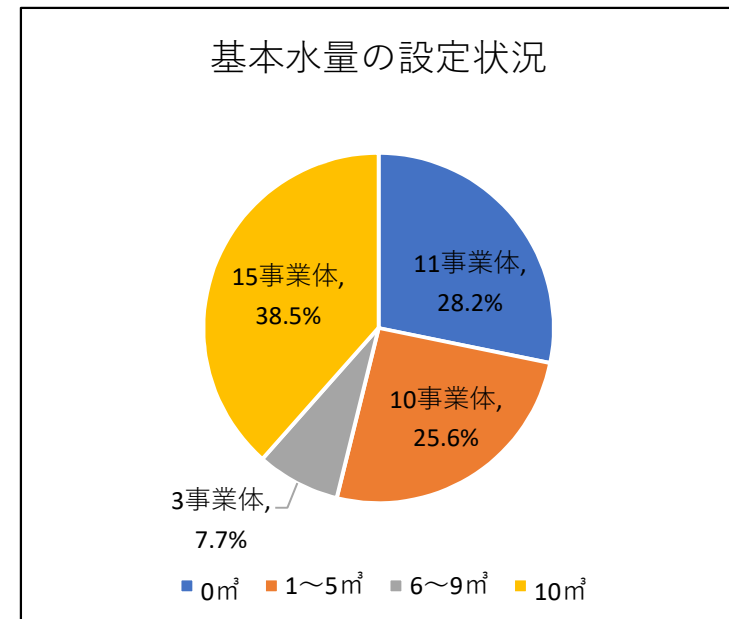
■ 基本水量のメリット・デメリット

基本水量	メリット	デメリット
なし	<ul style="list-style-type: none"> ・節水努力が料金に反映されやすい。 ・使用した水量に応じた負担がわかりやすく合理的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従量料金単価の設定次第で少量利用者の料金負担が著しく増加する可能性がある。 ・節水意識による水道使用量の減少により、料金収入が大幅に減少する可能性がある。
あり	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量相当分の料金を低く抑えることにより、公衆衛生を確保。 ・少量利用者の料金負担の軽減につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・節水努力が料金に反映されにくい。 ・基本水量以内の利用者において負担の不公平感がある。

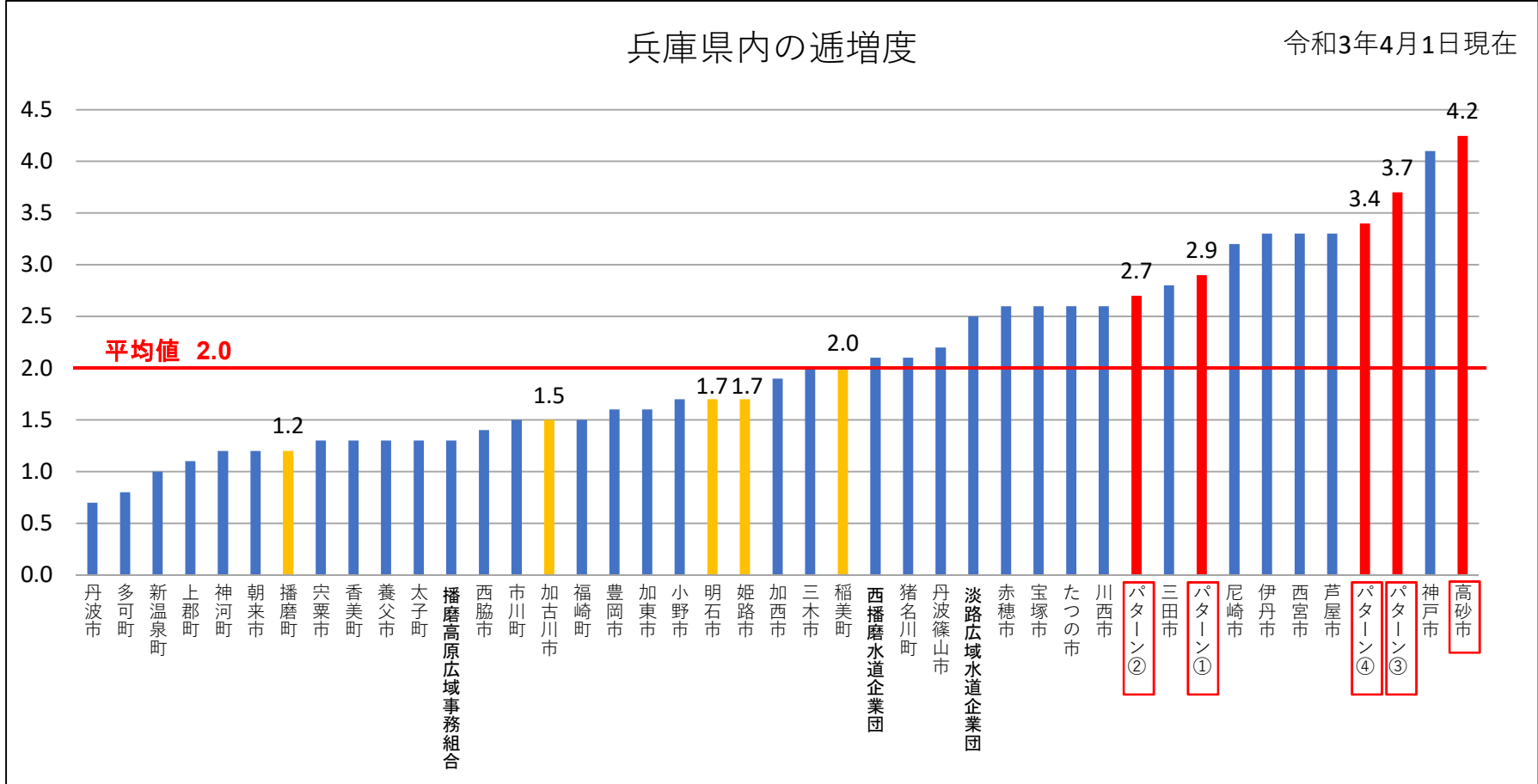
■ (参考)高砂市の使用水量状況



■ (参考)兵庫県下における基本水量設定状況



5. 逦増度について



逦増度	メリット	デメリット
低い	多量利用者の料金負担が小さい。 (企業の負担小)	少量利用者の料金負担が大きい。 (家庭の負担大)
高い	少量利用者の料金負担が小さい。 (家庭の負担小)	多量利用者の料金負担が大きい。 (企業の負担大)



【現行】
多量利用者に依存する料金体系

【変更】
少量利用者への大幅な負担増に配慮しつつ、逦増度を緩和する料金体系

6. 各パターンの総括について

6-1. 料金体系案について

名称	固定費 配分基準	基本水量	基本料金 収入割合	逓増度	説明
現行料金	—	10m ³	26%	4.2	逓増度が高い水準のため、多量利用者の負担に依存した料金体系である。
水道料金 算定要領ベース	40%	なし	20%	1.0	逓増度が一定のため、少量利用者への負担が非常に高い。
パターン①	40%	あり	40%	2.9	固定費配分基準が高いことにより、基本料金が高くなり、少量利用者の負担が高まるが、その分、多量利用者の負担が低くなる。
パターン②	40%	なし	40%	2.7	固定費配分基準はパターン①と同じであるが、基本水量を設定しないことから、パターン①と比べて少量利用者の負担が高まる。一方で、多量利用者の負担は低くなる。
パターン③	30%	あり	32%	3.7	パターン①②より固定費配分基準が低いため、上記より基本料金の負担が低くなる一方で、従量料金の単価が高くなる。これにより、多量利用者の負担が高くなる。
パターン④	30%	なし	32%	3.4	固定費配分基準はパターン③と同じであるが、基本水量を設定しないことから、パターン③と比べて少量利用者の負担が高まる。一方で、多量利用者の負担は低くなる。

※水道料金算定要領ベースは参考として記載

6-2. 平均使用水量における料金比較(計算例)

口径20mmで1ヵ月19m³(平均使用水量)
使用した場合(税抜)

現行料金

	単価	使用水量	金額
基本料金	530円	10m ³	530円
従量料金	80円	× 9m ³	= 720円
合計		19m ³	1,250円

(参考)水道料金算定要領ベース

	単価	使用水量	金額
基本料金	1,262円	0m ³	1,262円
従量料金	78円	× 19m ³	= 1,482円
合計		19m ³	2,744円

パターン①

	単価	使用水量	金額	増加額
基本料金	900円	10m ³	900円	370円
従量料金	90円	× 9m ³	= 810円	90円
合計		19m ³	1,710円	460円

パターン②

	単価	使用水量	金額	増加額
基本料金	900円	0m ³	900円	370円
従量料金	5円	× 10m ³	= 50円	95円
	85円	× 9m ³	= 765円	
合計		19m ³	1,715円	465円

パターン③

	単価	使用水量	金額	増加額
基本料金	720円	10m ³	720円	190円
従量料金	105円	× 9m ³	= 945円	225円
合計		19m ³	1,665円	415円

パターン④

	単価	使用水量	金額	増加額
基本料金	720円	0m ³	720円	190円
従量料金	5円	× 10m ³	= 50円	230円
	100円	× 9m ³	= 900円	
合計		19m ³	1,670円	420円